

行政書士江坂みらい法務事務所料金規定

第1条 当事務所の報酬設定について

当事務所の報酬は、平成12年に撤廃された行政書士報酬額規定及び日本行政書士会連合会により発表されている行政書士報酬統計調査に基づいて、当事務所が業務を遂行する際の労力や業務難度により決定しています。

第2条 報酬に関して

当事務所の報酬に関しては、確定した額をお見積りとして提示し、提示以降、依頼者への事前相談無く変更することはありません。

第3条 実費について

業務遂行時の実費については事前に概算額を揭示し、着手時は一時的に当事務所の立て替えとし着手金をそれに充て、業務終了時に領収書・計算書を添付して、依頼者に請求致します。

第4条 着手金について

着手金については報酬額の30%とし、業務委託契約後8日以内に振り込みまたは現金にてお支払いいただきます。

- 2 着手金受領後に業務をキャンセルされた場合、着手金は返還いたしますが、その際すでに実費立替金として使用した金額については差し引いて返還致します。

第5条 お見積書

当事務所では必ず業務委託契約を結ぶ前に、お見積書を発行いたします。

その際他の専門家費用が必要な場合は合わせて、記載いたします。

お見積り業務に関して、お見積り書を超える費用が発生する事はございません。

第6条 提携先費用

当事務所の提携先の費用に関して、当事務所が間に入ることによりお客様へ金銭的不利益（費用の上乗せ）が発生しないことをお約束します。

第7条 報酬のお支払

報酬に関しては業務完了後に、実費費用を計算し着手金を差し引いた、ご請求書を発行いたしますので、ご請求書到着後8以内に振り込みまたは、現金によりお支払ください。

第8条 振込先口座

りそな銀行 茨木支店 普通口座

口座番号 0107434

名義人 信本 一樹

第9条 特約条項

本規定の条項は基本的な事項です。

そのほかにもお客様からのご要望があれば協議の上下記に追加し効力をもたせます。

特約条項

依頼者 氏名

印

行政書士江坂みらい法務事務所

印

第10条 変更

本規定を変更する際はWEBサイトにより通知します。

<http://esaka-mirai.net/>